## ■通関士試験まるわかりノート(2022年度版)

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.11 右上 参照条文	参照条文=関税法第40条、 <u>第43条の2</u> 、第45条、第 56条	参照条文=関税法第40条、 <u>第42条の2</u> 、第45条、 第56条
P.90 図表	⑦ 知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権)を侵害する物品(意匠権、商標権を侵害する物品については、外国から日本の業としない者宛ての持込み行為に係るものを含む。)	<ul><li>⑦ 知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権)を侵害する物品</li></ul>

(注)商標法等の改正に伴い、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて持ち込まれた模倣品が関税法の「輸入してはならない貨物」に規定されました。施行日は改正商標法及び意匠法の施行日と同日(施行日は、公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。)でありますが、2022年7月1日現在未定です。

なお、令和4年(第55回)の本試験は、令和4年7月1日現在で施行されている関係法令等が出題範囲なので、旧規定で出題されますので注意してください。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.215 「5.輸出承認の 特例の範囲」の 「輸出令別表第 5」	「無償で輸出すべきものとして無償で輸入した 貨物(経産省告示で定めるもの) ▼1」 及び 「無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨 物(経産省告示で定めるもの) ▼2」	「無償で輸出すべきものとして無償で輸入した 貨物(経産省告示で定めるもの)」 及び 「無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨 物(経産省告示で定めるもの)」
P.215 「5.輸出承認の 特例の範囲」の 「輸出令別表第 5」の下の欄外	▼1:北朝鮮、ロシア、ベラルーシ向け貨物等並びに博覧会等出品物で特定有害廃棄物等を除く。 ▼2:国際競技会用用具、ATAカルネ貨物、JICAの技術協力用貨物のうち、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ向け貨物等を除く。	